

国立大学法人佐賀大学医学部病理解剖受託規程

(平成16年4月1日制定)

第1条 佐賀大学医学部において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）については、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 解剖は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

第3条 解剖を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、別記様式第1号による病理解剖依頼書を医学部長に提出しなければならない。

2 医学部長は、解剖の受託を決定したときは、依頼者に別記様式第2号による病理解剖承諾書を交付するものとする。

第4条 依頼者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、国立大学法人佐賀大学料金規程(平成16年4月1日制定)第2条に規定する解剖料を前納しなければならない。この場合、既納の解剖料は、原則として返還しない。

2 医学部長は、前項の規定にかかわらず、特に教育研究上必要と認めたときは、解剖料を徴収しないことができる。

第5条 解剖終了後、医学部長は、解剖所見書を依頼者に交付するものとする。

第6条 この規程の定めるもののほか、解剖の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

※受理番号第 号
※剖検番号第 号

佐賀大学医学部長 殿

病院所在地

病 院 名

電 話

院 長 名

印

病 理 解 剖 依 頼 書

別紙のとおり，下記死亡者の遺族から承諾を得たので，病理解剖をお願いします。

記

死亡者氏名

性別 男・女

生年月日 年 月 日

臨床診断

（注）1 ※印の項は，記入しないこと。

2 院長名欄については，本人の署名もしくは記名押印とする。

別記様式第2号（第3条第2項関係）

第 号
平成 年 月 日

受理番号第 号
剖検番号第 号

殿

佐賀大学医学部長 印

病理解剖承諾書

平成 年 月 日 付けをもって依頼のありました死亡者
（性別 生年月日 年 月 日 年齢 歳）の病理解剖を下記
により承諾します。

記

- 1 解剖料金 円
- 2 解剖料の納付方法 前 納